

特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク職員給与規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク就業規則第34条の規定により、職員の給与に関する取扱いについて定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、以下の種類とする。

①基本給

②諸手当

ア 管理職手当

イ 責任者手当（サービス提供責任者・サービス管理責任者・各ユニット責任者・相談支援専門員）

ウ 扶養手当

エ 資格手当

オ 通勤手当

カ 夜勤手当

キ 住居手当

ク 特別手当

ケ 年末年始手当

コ 奨学金返済手当

サ 処遇改善手当

シ 居住支援特別手当

③割増賃金

ア 時間外労働割増賃金

イ 休日労働割増賃金

ウ 深夜労働割増賃金

④賞与等

⑤退職金

(基本給)

第3条 常勤職員の基本給は月給制とし、本人の職務内容、経験、職務遂行能力に応じ、別表1の給料表等級によって格付けし、決定する。

給料表の適用区分については、別表2の標準職務表による。

2 雇入れ時の基本給は、別表3の初任給格付け基準表、別表4の経験年数換算表により基づき換算し、労働条件通知書で明示する。

3 非常勤職員（月給制）については、別表5の給料表等級によって格付けし決定する

（諸手当）

第4条 1. 管理職手当は統括管理者は基本給の25%、事業管理者は基本給の20%を支給する。ただし、2の責任者手当の併給はしない。また、事業管理者手当20%の支給額のうち、4万円を除いた額は残業見合い分とする。

2. 責任者手当は次のとおり支給する。（ ）は非常勤

ア サービス管理責任者 月額 25,000 円

イ サービス提供責任者 月額 20,000 円（5,000 円）

ウ 各ユニット責任者 月額 20,000 円

エ 相談支援専門員 月額 20,000 円（5,000 円）

原則としてア～エの併給はしない

3. 扶養手当は職員と同一世帯に属し、生計を一にして他に生計の途がなく、主として職員の収入により生計を維持するものと法人が認定した以下の各号に該当する扶養家族のいる職員に支給する。

①配偶者（住民票などの確認書類により事実上婚姻関係にあると認められる者を含む） 月額 10,000 円（5,000 円）

②満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

一人目（配偶者のいない場合） 月額 10,000 円（5,000 円）

一人目（配偶者のいる場合） 月額 5,000 円（3,000 円）

二人目以降 月額 3,000 円（2,000 円）

③満 60 歳以上の父母及び祖父母 月額 3,000 円（2,000 円）

④満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 月額 3,000 円（2,000 円）

⑤重度心身障害者 月額 3,000 円（2,000 円）

4 資格手当は、業務に密接に関連する場合、次のとおり支給する。ただし、併給はしない。

① 看護師 月額 7,000 円（5,000 円）

② 社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士 月額 4,000 円（2,000 円）

5 通勤手当は、鉄道、バス等の公共交通機関または交通用具（自家用自動車、バイク、自転車等）を利用して通勤する職員に対して次のとおり支給する。なお、通勤経路および交通機関は各人の申請を審査し、最も経済的かつ合理的なものとして法人が認めたものとする。

① 公共交通機関を利用する者には、鉄道は 6 か月分の定期代の一ヶ月分に分割した額とし、バスは 3 ヶ月分の定期代を一ヶ月分に分割した額とする。ただし、

その度ごとの運賃や回数券のほうが定期代より安くなる場合等はその額を支給する。支給額は月額 20,000 円を上限とする。

- ② 交通用具を利用して通勤する者は、所属する施設から住居までの実測距離に応じて次のとおり通勤手当を支給する。

距離	(現行) 勤務回数				
	15 回以上	10～14 回	5～9 回	1～4 回	なし
2 k 未満	なし	なし	なし	なし	なし
2 ～ 1 0	4,000	3000	2000	1000	なし
1 0 ～ 1 5	6,000	4500	3000	1500	なし
1 5 ～ 2 5	9,000	7500	4500	2500	なし
2 5 ～	12,000	10000	6000	3000	なし

- ③ マイカー通勤を許可されたものが駐車場を借りる場合の費用は、公共交通機関を利用した場合の料金を上回らない範囲で通勤手当として支給する。ただし、上記②との併用支給はしない。j

- 6 夜勤手当はグループホームや短期入所事業の支援において宿泊勤務をおこなう職員に、深夜割増賃金分も含め、一泊につき 3000 円を支給する。ただし、労働内容が軽易な場合これを減額することがある。

- 7 住居手当は世帯主または世帯主に準ずるもの（世帯の生計を主に担っているもの）、また賃貸住宅（家賃 20000 円を超えるもの）で本人が契約者のものに支給する。ただし、同一世帯で他に住宅手当を支給されているものがある場合には支給しない。

月額 7,000 円 (5,000 円)

- 8 特別手当は行動援護など支援度の高い利用者に関一回 4 時間以上支援する職員に支給する。 1 回 1,000 円

- 9 年末年始手当は 12 月 31 日から 1 月 3 日までの間、一回 6 時間以上の勤務をした場合、1 回 3,000 円の年末年始手当を支払う。31 日が夜勤明けとなる勤務は除外する。

- 10 奨学金返済手当は東京都の障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業の対象となる者に対し、該当額を支給する

- 11 処遇改善加算手当は国の障害福祉サービスに従事する直接処遇職員に以下の額を支給する。ただし、事業の収入額の増減により支給額の変動はありうる。

常勤職員 月額 70,000 円（法人の常勤経験年数 6 年以上・介護福祉士資格）

月額 60,000 円（上記以外の常勤職員）

非常勤職員 A 月額 54,000 円

B 月額 45,000 円

C 月額 31,000 円

12 居住支援特別手当

東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱にもとづき、月額 10000 円を 2024 年 4 月に遡り支給する。

法人勤続 5 年目までは 1 万円加算し、2 万円を支給する。

(割増賃金)

第 5 条 割増賃金は次の算式により計算して支給する。ただし、非常勤職員については契約時に示す条件とする。また、グループホームやショートステイ等の泊まり勤務については、③は夜勤手当に含まれているものとする。

① 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{資格手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$

1 ヶ月平均所定労働時間数（173 時間）

② 休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）

$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{資格手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$

1 ヶ月平均所定労働時間数（173 時間）

③ 深夜労働割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{資格手当}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

1 ヶ月平均所定労働時間数（173 時間）

(年次有給休暇の賃金)

第 6 条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。よって、年次有給休暇取得により月に定めた時間数を超過しても割増賃金の対象にならない。

(欠勤等の扱い)

第 7 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第 8 条 1 賃金は毎月末日に締切り、翌月 20 日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときはその前日に繰り上げて支払う。
2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

(給与の支払いと控除)

第9条 給与の支払いは協定に基づき原則として職員が指定する金融機関口座に全額を振り込むことにより行う。

ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

- ① 所得税
- ② 健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ③ 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ④ 住民税
- ⑤ 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(昇給)

第10条 定期昇給は、毎年1回を原則とし、その時期は採用月に応じて次の区分により行う。

採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
昇給月	4	7			10			1			4	

昇給は勤務成績が良好なものについて行う。ただし、法人の業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

- 2 勤務成績が優秀な場合等、理事長が必要と認めた場合は、定期昇給の他、特別昇給をさせることができる。

(賞与)

第11条 賞与は原則として毎年7月、12月の年2回、それぞれの月の初日に在職した職員に対し、勤務成績や勤務日数等に応じて支給する。

算定期間はそれぞれ12月1日～5月31日、6月1日～11月30日とし、在職期間に応じて以下の割合で計算する。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の50
- (4) 2ヶ月以上3ヶ月未満 100分の20
- (5) 2ヶ月未満 0

- 2 前項の賞与の支給額、支給条件、支給期日はその都度定める。

附則

この規程は 2014 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2019 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は 2019 年 7 月 1 日から改定施行する。

この規定は 2021 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規定は 2022 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は 2024 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は 2024 年 6 月 1 日から改定施行する。

別表 1 基本給給料表

	I		II		III		IV		V		VI	
号俵	一般初級		一般上級		責任者	2万	責任者上	2.5万	管理者	4万・20%	統括管理者	25%
1	185000		215000		236000		260000		296000		338000	
2	188000		218000		239000		263000		299000		341000	
3	191000		221000		242000		266000		302000		344000	
4	194000		224000		245000		269000		305000		347000	
5	197000		227000		248000		272000		308000		350000	
6	200000		230000		251000		275000		311000		353000	
7	203000		233000		254000		278000		314000		356000	
8	206000		236000		257000		281000		317000		359000	
9	209000		239000		260000		284000		320000		362000	
10	212000		241000	2000	263000		287000		323000		365000	
11	214000	2000	242000	1000	266000		290000		326000		368000	
12	215000	1000			268000	2000	293000		329000		371000	
13					269000	1000	296000		332000		374000	

別表 2

標準職務表

	基本的役割	職種等
VI 統括管理者	法人全体の運営責任 各事業の連携・調整	
V 事業管理者	担当事業の計画遂行 職員の育成管理	
IV 責任者上	利用者支援の統括 管理者補佐	サービス管理責任者 相談支援専門員
III 責任者	チームのまとめ役 関係者との連絡調整	サービス提供責任者 GH ホーム長・ショート責任者・相談支援専門員
II 一般上級	複雑な業務	ヘルパー・世話人・支援員・事務員
I 一般初級	定型的な業務	ヘルパー・世話人・支援員・事務員

別表 3

初任給格付基準表

職 種	学歴免許等	初任給		備 考
		等級	号級	
ヘルパー 世話人 支援員	大学卒	1	4	
	短大卒	1	2	
	高校卒	1	1	
責任者		2	1	
管理者		3	1	

*昇格による等級変更では現在の給料を下回らない号給とする

別表 4

経験年数換算表

経 験 業 務	換 算 率
障害者支援の業務についての経験が職員としての業務に役立つと認められる業務に従事した期間	100%以下 上限7年 責任者は上限10年 管理者は上限20年
職員の業務とその業種が類似する業務に従事した期間	50%以下 上限6年 責任者は上限10年 管理者は上限20年

別表 5

非常勤（直接処遇）賃金

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降	責任者
	1100	1115	1130	1145	1160	1175	1190	1210
非 A 156h（週36h）	171,600	173,940	176,280	178,620	180,960	183,300	185,640	188,760
B 130h（週30h）	143,000	144,950	146,900	148,850	150,800	152,750	154,700	157,300
C 90h（週21h）	99,000	100,350	101,700	103,050	104,400	105,750	107,100	108,900
賞与（夏・冬）目安		0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
中退共 156h		5,000	5,000	6,000	6,000	8,000	8,000	8,000
130h			5,000	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに 小平ネットワーク	事業年度	令和6年4月1日～7年3月31日
-----	------------------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	145,000円
賛助会員受取会費	306,000円
受取寄付金	4,235,854円
受取補助金	57,182,288円
居宅介護支援事業	66,670,280円
短期入所事業	12,232,849円
共同生活援助事業	151,969,070円
移動支援事業	9,305,847円
相談支援事業	2,303,652円
その他の障害者総合支援法による障害福祉サービス事業・地域生活支援事業	444,457円
法人独自の地域生活支援事業	2,632,616円
介護保険法に基づく居宅サービス事業	3,369,536円
知的障害者移動支援従業者養成事業	542,000円
市民啓発事業	0円
雑収入	1,180,497円
受取利息	35,528円
合 計	312,555,474円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
独立行政法人福祉医療機構	18,200,000円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		193,343,823 円	障害者総合支援法による事業 介護保険法による事業
		73,233,960 円	障害者総合支援法による事業 補助金
		11,100,855 円	移動支援事業・自立体験事業 ヘルパー養成事業・物価高騰等 給付金
		1,868,000 円	グループホーム家賃・食費・水光熱費 12 か月分・寄付金
		1,625,896 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		41,048,172 円	ハウスみその建築工事代
		21,671,865 円	健康保険料・厚生年金料・子ども・子育て拠出金
		2,729,760 円	退職金積立
		2,640,000 円	事務所賃貸料
		2,461,470 円	ガス・電気使用料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
該当者なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				. 円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当者なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ガイドヘルパー養成研修講師料支払	12/25・12/30	22,500 円	講師料に関する規定による
		ガイドヘルパー養成研修講師料支払	12/25	30,000 円	講師料に関する規定による
		ガイドヘルパー養成研修講師料支払	7/26・2/13	60,000 円	講師料に関する規定による
		ガイドヘルパー養成研修講義・演習協力料支払	7/26・8/2・12/18	11,000 円	講師料に関する規定による
		ガイドヘルパー養成研修演習協力料支払	12/18	3,000 円	講師料に関する規定による
		ガイドヘルパー養成研修演習協力料支払	12/18	3,000 円	講師料に関する規定による
		決算報酬支払	6/7	275,000 円	請求書による
		ガイドヘルパー養成研修演習協力料支払	12/18	3,000 円	講師料に関する規定による
		ガイドヘルパー養成研修演習協力料支払	12/18	3,000 円	講師料に関する規定による
		ガイドヘルパー養成研修講義・演習協力料支払	8/2・12/13・12/18	11,000 円	講師料に関する規定による
		グループホーム賃貸料支払	2024/4～2025/3	1,800,000 円	150,000 円/月×12 か月分
		ガイドヘルパー養成研修講義協力料支払	7/26	5,000 円	講師料に関する規定による
		実践報告会講師謝礼支払	12/9	20,000 円	講師料に関する規定による
		ハウスみその建築工事代	9/1	41,048,172 円	請求書による
		あーともはなこ講師料	2024/4～2025/3	66,000 円	講師料に関する規定による
		ハウスみその借地賃貸料	2024/4～2025/3	1,080,000 円	90,000 円×12 か月分

特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク
講師料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク（以下「法人」という。）が行なう職員向け研修・市民むけ学習会等での講師に対する講師料についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師料の支給)

- 第2条 講師料は、1時間1万円を基本として支給する。ただし、他団体からの講師招へいに際し、その団体に謝金規定がある場合はそれを参考に定めることができる。
- 2 職員が勤務外に内部講師として講師を勤めた場合には1時間5千円を基本として支給する。
 - 3 ガイドヘルパー養成研修における当事者の講義謝礼は1回5000円を、演習謝礼は1回3000円を支払う。
 - 4 あーともはなこの講師謝礼は1回3000円を支払う。
 - 5 前項の基準によりがたい場合は管理者会議で定めることができる。

(講師料の支払い方法)

- 第3条 講師料の支払いにあたっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払う。
- 2 前項の規定にかかわらず、講師が法人あるいは団体として講師料を受領する場合には源泉徴収は行わない。

(委任)

第4条 この規程の施行に際し、必要な事項でこの規程に定めのない事項は、管理者会議で定める。

2018年10月1日 制定

2024年5月2日 改訂

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支.給 期 間 等	支 給 金 額
別表1による					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	年月日 ～令和年月日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
人	円

別表1 書式第17号（法第55条関係）

4 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口を除く。）

氏 名	職 名	法人との関係	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	6,794,480 円
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	6,884,800 円
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	3,157,263 円
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
------	--------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
71人	134,724,970 円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人だれもがとにも小平ネットワーク	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること （1）役員及びその親族等 （2）特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	2024年4月1日～2025年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

（注2） ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

（例）33.333…% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等						
特定非営利活動促進法第14条の7 各社員の表決権は、平等とする	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉘ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉓」から「㉗」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉓」から「㉗」については、上記イに記載する各期間（「㉓」から「㉗」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉓」から「㉗」については、上記イに記載する各期間（「㉓」から「㉗」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに 小平ネットワーク	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		9人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
藤内昌信		理事		○						2002. 2. 5 就任
浅川 布 久 子		理事		○						2002. 2. 5 就任
山本良典		理事		○						2013. 5. 29 就任
青山悦子		理事		○						2016. 5. 29 就任
西方規恵		理事		○						2021. 5. 29 就任
本庄一聖		理事		○						2021. 5. 29 就任
小 薮 妃 呂 子		理事		○						2021. 5. 29 就任
青木良		監事		○						2008. 5. 29 就任
白田典子		監事		○						2013 . 5. 29 就任

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト弥生24による ルーズリーフ	週2回	10年
仕訳日記帳	同上	月1回	10年
給与台帳	給与ソフトらくだ PRO24による ルーズリーフ	一カ月ごと	10年
固定資産台帳	会計ソフト弥生24による ルーズリーフ	年1回	10年
小口現金出納帳	手書き出納帳による ルーズリーフ	毎日	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）（ハ及びニ）」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人だれがともなひネットワーク
-----	------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

⑤ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄
事業年度 月 日～ 月 日 設立年月日 平成 年 月 日	

- （注意事項）
- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
 - ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注事項1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注事項2)		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ